

住民監査請求の監査結果

令和3年1月13日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その概要をお知らせします。

亀山市監査委員 国分 純
同 今岡 翔平
同 峯 裕

問合先 監査委員事務局監査グループ (☎84-5051)

第1 監査請求の要旨

措置請求書及び事実証明書に記載されている事項に基づき、監査請求の要旨を次のように解した。

- (1)市道能褒野14号線舗装復旧工事(正式には「井田川・能褒野処理分区舗装復旧工事(その1)」である。)について、当該市道の横断面構造は、道路法規定の政令である道路構造令の横断勾配を犯すことになるから、法令違反であり、片勾配4%の横断構造は、供用後の交通の走行安全性を損い、設置瑕疵、管理瑕疵を問われることは明白で、現設計契約内容のまま施工を実施する事は、市と市民に損害を与える事になるから、直ちに本工事の施行を差し止めること。
- (2)工事は、請負契約が締結され、四日市市に本拠を有する(株)杉本土木が元請、下請が同じく四日市市に本拠を有する朝日土木(株)が一括施工するとの表示がある。
- (3)当該工事の入札は、談合によるもので違法な契約である。
- (4)必要な費用については、担当職員、設計コンサルタント、都市下水路に蓋を設置した開発団地施行者らに損害賠償請求を行うこと。

第2 監査の対象部署

上下水道部下水道課、産業建設部土木課および総合政策部財務課とした。

第3 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年2月10日に請求人の陳述を聴取した。

- (1)新たに提出された証拠
 - ・法定外公共物工事着手届出書等(平成22年6月2日付)
 - ・法定外公共物工事完成届出書等(平成22年7月5日付)
 - ・法定外公共物占用等許可書等(平成22年5月31日付、平成24年12月6日付、平成29年6月26日付、平成30年6月26日付、令和元年5月23日付、令和2年9月4日付)
 - ・法定外公共物工事許可書等(平成25年2月18日付)
 - ・入札結果調書(亀山市分9件)
 - ・入札結果調書(鈴鹿市分39件)
 - ・入札公告(鈴鹿市分21件)

第4 監査対象部署からの弁明書の提出

令和3年2月10日付で亀山市長から弁明書および証拠書類等の提出があった。

第5 監査の結果

1 事実関係の調査

- (1)令和2年8月31日に「井田川・能褒野処理分区舗装復旧工事(その1)」の一般競争入札の公告を

行った。

- (2)令和2年9月14日に「井田川・能褒野処理分区舗装復旧工事(その1)」の一般競争入札を行った。
- (3)令和2年10月2日付で下水道管理者は、当該工事の落札者である株式会社杉本組と契約を締結した。
- (4)有限会社林エンジニアリングが作成した能褒野14号線舗装復旧工事設計業務の標準断面図は、片勾配4%である。

2 監査対象事項

- (1)請求人がいう市道能褒野14号線舗装復旧工事の横断面構造は、道路構造令の規定違反に当たるのか。すなわち、片勾配4%の横断面構造は、交通の走行安全性を損い、現設計契約内容のまま施工を実施することは、市と市民に損害を与えることになるのか。
- (2)下請が一括施工するとの表示はあるのか。
- (3)当該工事の入札が談合によるもので違法な契約であるのか。
- (4)担当職員、設計コンサルタントおよび開発団地施行者らは、損害賠償請求の責任があるのか。

3 監査委員の判断

- (1)監査対象事項の(1)について

道路構造令は、道路を新設し、又は改築する場合における一般的技術基準を定めたもので、道路を新設又は改築する場合に適用されるものである。このことから、当該舗装復旧工事に適用されるものでないことは明確であり、当該市道の横断面構造を可能な限り現況にあわせ最大でも片勾配4%としたことは、道路構造令に違反することにはならない。

また、請求人は、当該市道の横断面構造を片勾配4%にすると交通の走行安全性を損い、市と市民に損害を与える事になるというが、その損害が発生することが相当な確実さをもって予測されるものではない。

なお、平成27年6月に公益社団法人日本道路協会発行の「道路構造令の解説と運用」の64頁によれば、「道路構造令の趣旨を踏まえ、地域の裁量に基づき、その基準を弾力的に運用すべきである。」旨記載されている。

よって、本件工事には違法性はなく、本件工事の差し止めの請求には理由がない。

- (2)監査対象事項の(2)について

請求人は「工事は請負契約が締結され、四日市市に本拠を有する(株)杉本組が元請、下請が同じく四日市市に本拠を有する朝日土木(株)が一括施工するとの表示がある」旨主張するが、下請業者に対する丸投げなどの一括施工を疑わせるような証拠はなく、請求人の請求には理由がない。

- (3)監査対象事項の(3)について

請求人は事実証明書として「入札結果調書」を提出し、落札価格が予定価格の95%以上であり、極めて談合の疑いが強いと主張するが、本件工事の入札については、一般競争入札を行っていること、また、談合情報は一切確認されていないことから談合であったとの立証はなされていない。よって、談合による違法な契約とはいえず、請求人の請求には理由がない。

- (4)監査対象事項の(4)について

請求人は当該工事の施行を差し止め、設計内容を改善し、必要な費用を担当職員、設計コンサルタント、開発団地施行者らに損害賠償請求を行うよう求めているが、違法行為はなく、市には損害も与えていないので、この点についての請求人の請求には理由がない。

よって、本案請求には、いずれも理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により、請求人の請求は、棄却する。